

お茶の水女子大学学报

第15号

お茶の水女子大学庶務課発行

目次

人事	1
学事	2
通知	4
日誌(抄)	10
雑報	11

人事

○人事異動

◎昭和39年9月1日

加藤 章

文部教官(付属中学校教諭)に採用する
付属高等学校教諭に併任する
任期は昭和40年3月31日までとする

山本 敏行

用務員(文教育学部)に採用する

技能員(施設課) 梅川 幸正

用務員(会計課)に配置換する

文部教官(助教授理学部)大野 鑑子
休職の期間を昭和39年9月14日まで
更新する

◎昭和39年9月3日

武内 富夫

用務員(施設課)に採用する

生野 恵子

事務員(学生課)に採用する

理学部併任する

任期は昭和40年3月31日までとする

◎昭和39年9月10日

文部教官(学長) 久米 又三

付属図書館長事務代理を免ずる

◎昭和39年9月15日

文部教官(助教授理学部)大野 鑑子
復職した

◎昭和39年9月16日

事務員(付属小学校) 菊池 昭夫
文部事務官に任官させる

◎昭和39年10月1日

文部教官(助教授理学部)橋爪 夏樹
休職の期間を昭和39年10月11日まで
更新する。

文部教官(教授理学部)亀谷 俊司

同(同) 稲葉 栄次

同(同) 阿阪 三郎

評議員の併任を解除する

文部教官(教授理学部)林 太郎

同(同) 阿武喜美子

同 (同) 柳田 為正
評議員に併任する
任期は昭和40年9月30日までとする

◎昭和39年10月10日
文部教官(講師理学部) 洪 雄植
辞職を承認する

◎昭和39年10月12日
文部教官(助教授理学部) 橋爪 夏樹
復職した

◎昭和39年10月31日
文部教官(助手理学部) 森本 せつ
辞職を承認する

◎昭和39年11月1日
文部教官(助教授理学部) 西 三重雄
教授理学部昇任させる

文部教官(教授文教育学部) 井本 農一
文教育学部長に併任する
任期は昭和41年10月31日までとする

評議員に併任する
任期は昭和41年10月31日までとする

文部教官(教授文教育学部) 鍋島能弘
付属図書館長に併任する
任期は昭和41年10月31日までとする

文部教官(助教授理学部) 大野 鑑子
北海道大学助教授理学部配置換する

○学科主任

◎昭和39年10月21日
教授 立花 俊一
数学科主任を免ずる
教授 稲葉 栄次
数学科主任を命ずる

◎昭和39年11月1日
教授 柳田 為正
生物学科主任を免ずる
教授 大槻 虎男
生物学科主任を命ずる

○学内委員

◎昭和39年10月1日
委員長 助教授 福場 博保
講師 長谷川 潔
同 齋田 恭一
助教授 太田 次郎
学生委員会委員長, 委員を命ずる

委員長 助教授 塩田三千夫
同 松本 幸久
同 小林 彰夫
寮務委員会委員長, 委員を命ずる

教授 稲葉 栄次
教務委員会委員を免ずる
教授 津山 尚
教務委員会委員を命ずる

学 事

○昭和40年度本学学生募集要項(抄)

1. 募集学科および人員

文 教 育 学 部	哲学科	史学科	地理学科	文 学 科			129
				国文学・国語 学 専 攻	中国文学 専 攻	英文学・英語 学 専 攻	
	10	15	12	25	5	15	
	教 育 学 科						
	教育学専攻		体育学専攻		音楽教育学専攻		80
	20		15		12		
理 学 部	数 学 科	物 理 学 科	化 学 科	生 物 学 科			55
	20	20	20	20			
家 政 学 部	児 童 学 科		食 物 学 科		被 服 学 科		55
	18		18		19		

2. 入学を出願する資格のあるもの

高等学校を卒業した者および昭和40年3月卒業見込の者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者。

3. 出願期間および願書受付時間

昭和40年2月1日(月)から2月10日(水)まで

4. 学力検査日時割

での間、休日を除き毎日午前9時から午後3時まで。ただし、土曜日は午前11時30分まで。なお郵送の場合は締切日を過ぎても昭和40年2月10日以前の消印のあるもの限り受け付ける。

学部 名	3月3日(水)		3月4日(木)		3月5日(金)	
	国 語	数 学	外国語	社 会	理 科	実 技 (音 楽)
文教育学部	10.00 ~11.30	13.00 ~14.30	10.00 ~11.30	13.00 ~16.00	10.00 ~11.30	12.30 ~16.00
理 学 部	同 上	13.00 ~16.00	同 上	13.00 ~14.30	10.00 ~13.00	
家 政 学 部	Aコース	同 上	同 上	13.00 ~16.00	同 上	
	Bコース	同 上	同 上	13.00 ~16.00	同 上	

(120)

5. 入学許可者発表

入学許可者の発表は3月17日(火)の予定。

なお、入学許可者に対して4月7日(火)に精密な健康診断を行なう。

○教務関係行事予定(12月～4月初旬)

- 12月25日(金) } 冬期休業
1月7日(木) }
2月1日(月) } 学部入試願書受付
2月10日(火) }
2月6日(土) } 卒業修了者試験
2月12日(金) }
2月17日(火) 卒業修了者成績提出締切(卒業論は合否のみ)
2月20日(土) } 3年次以下試験
2月26日(金) }
2月27日(土) 免許状申請書類審査(都庁)
転学部科願書締切
3月3日(火) } 学部入試
3月5日(金) }
3月8日(月) } 免許状申請提出(都庁)
3月20日(土) } 幼教入試願書受付
3月10日(火) } 大学院研究科2次募集受付
3月20日(土) }
3月11日(木) } 専攻科、編入学願書受付
3月23日(火) }
3月17日(火) } 学部入試発表(予定)
3月23日(火) } 卒業式、修了式、免許状授与(予定)
3月24日(火) } 幼教入試
3月25日(木) }
3月26日(金) } 大学院研究科、専攻科、編入学入試
3月27日(土) } 幼教入試発表

- 3月31日(水) 大学院研究科、専攻科、編入学入試発表
4月上旬 40年度授業時間割作成及び発表
4月7日(火) 学部、大学院研究科、専攻科、編入学、幼教入学許可者健康診断
4月9日(金) 入学式(予定)

通 知

○学長候補者の選考について

現学長久米又三氏から健康上の理由により辞任の申し出があったので、協議会は、10月21日、11月11日、11月25日の三次にわたり実施した選挙の結果に基づいて、本学文教育学部教授藤田健治氏を次期学長候補者に決定した。

次期学長は、明年1月1日付で発令が予定されている。(任期4年)

○昭和40年度科学研究費等の公募について

1. 公募の対象

(イ) 科学研究費については、特定研究、総合研究、試験研究、機関研究および各個研究とする。ただし、外国(沖縄は含まない。)に滞在して行なう研究は含まれない。

(ロ) 研究成果刊行費については、刊行しようとする研究成果とする。

2. 交付する経費

(イ) 科学研究費については、研究に直接必要な経費である。ただし、研究に直接必要な経費であっても、建物に関する経費、外国出張旅費、外国

で使用する経費および諸給与は含まれない。

(ロ) 研究成果刊行費については、刊行に必要な直接出版費（組版代、製版代、印刷代、用紙代および製本代をいう。）である。ただし、とくに必要と認められる場合に限って翻訳料、編集費も含まれる。

3. 交付金申請の学内締切日及び文部省提出期間

研究の種類	学内締切日	文部省提出期間
特定研究	1月27日(水)	2月 1日(月)～ 6日(土)正午
機関研究	1月27日(水)	2月 1日(月)～ 6日(土)正午
各個研究	1月27日(水)	2月 1日(月)～ 6日(土)正午
総合研究	2月10日(水)	2月15日(月)～ 20日(土)正午
試験研究	2月10日(水)	2月15日(月)～ 20日(土)正午
研究成果の刊行	学術定期刊行物	2月 1日(月)～ 6日(土)正午
	学術図書	
	二次刊行物	

○昭和40年度タイ・ユネスコ奨学金について

タイ・ユネスコ国内委員会では次のように奨学金留学生を募集する。

1. 奨学金の種類

- A フェローシップ（全世界で6件）
- B スカラーシップ（日本ほか17カ国に4件）

2. 待遇

A フェローシップ 年額 14,000 パーツ
(1 パーツは17円)

B スカラーシップ 年額 12,000 パーツ

注イ 上記の全額は、宿泊費、実験費および書籍費のためのもので、その他の経費は、受領者が負担する。

ロ 日本・タイ間の往復旅費は支給さ

れない。

3. 応募資格

A フェローシップ

イ 年齢制限なし

ロ 新制又は旧制大学卒業。又は明年3月卒業見込みの者。ただし、芸術を専攻する者は学歴を問わず、しかるべき推薦状があればよい。

ハ 当該分野で学問的、専門的な地位を持つ成人であること。

ニ タイ語、あるいは英語に堪能であること。

B スカラーシップ

イ 30才を越えない者であること。

ロ 高等学校を終了した者であること。

ハ タイの大学又は学校の課程を修めるに十分なタイ語および英語の知識を有するものであること。

タイ政府は、必要と認めた場合には、最大限1年の期間無料で、

Chulalongkorn 大学でタイ語の研修を受けさせる。この期間はスカラーシップの期間から差引かれぬ。

4. 応募手続

40年1月31日(日)までに、下記に学長からの推薦により出願書類を提出すること。

東京都千代田区霞ヶ関3-4、文部省日本ユネスコ国内委員会事務総長あて

5. 選考

昭和40年2月上旬に書類審査、語学試験、および面接を行う。

語学試験、面接の日取りは、本人あて通知する。

○国際理論物理学センターにおける IAEA
リサーチフェローシップについて

国際理論物理学センターでは昭和40年度リサーチフェローシップについて、候補者の募集を次のように行なう。

なお、経費については、滞在費その他は先方負担で、往復旅費は参加国側の負担となっているが、文部省にはこの件について特に予算の計上はない。

1. 研修分野

- (1) 高エネルギーと素粒子物理学
- (2) プラズマ物理学
- (3) 低、中エネルギー核物理学

ただし(3)は国際理論物理学センターの都合により開設しない場合もある。

2. 提出書類、提出期日

イ 応募者調査票1部

提出期日 昭和40年1月11日(月)

ロ 英文申請書3部

提出期日 昭和40年1月11日(月)
英文申請書は、応募者あて送付するから文部省大学学術研究助成課に申し出ること。

○昭和40年度ラムゼー記念奨学生の募集について

ラムゼー記念奨学生について下記の資格を有するもので、ラムゼー記念奨学金委員会で承認されたもの1名につき、連合王国内の希望する一つの大学に、2年間文部省在外研究員(甲種研究員)として派遣するものとする。

1. 資 格

- (1) 国立大学の理・工・農・医・薬の学部または研究所の化学系の学科等に勤務す

る教育俸給表(一)の適用を受ける者。
(教務職員は除く)

(2) 年齢は昭和40年9月1日において、満32才以下(昭和7年9月1日以降出生)の者。

(3) 昭和40年4月1日において、当該大学に1年以上在職する者。

3. 推薦期日

昭和40年1月31日(月)

○昭和40年度ドイツ留学生の募集について

ドイツ大学交換奉仕会は、昭和40年度の奨学金留学生を次のように募集する。

1. 募集人員

奨学金支給人員 21人

2. 専攻分野

人文、社会、自然の各科学(ただし、薬学および化学工業を除く)および、芸術(音楽、美術等)

3. 受入機関

西ドイツ、西ベルリンの総合大学、単科大学、芸術大学(学校)および附属研究所、病院等。

4. 待 遇

(1) 給費期間

1年(昭和40年10月1日～昭和41年9月30日)

(2) 給 費

月額400ドイツマルク

(邦貨約36,000円) ただし、相当の年配で学術的資格のある者には、月額500ドイツマルク(邦貨45,000円)が支給される。

また留学生が妻を同伴する場合には、月額100ドイツマルク(約9,000円)。

の家族手当が支給される。

その他、ドイツ到着の際、当座の雑費等の支払いのために、1回だけ300ドイツマルク(約27,000円)が支給される。また、1学期につき100ドイツマルクの専門書籍代支給。その他、授業料等は免除され、疾病ならびに事故保険がドイツ大学交換奉仕会の負担によってかけられる。なお、就学前にゲーテ研究所でドイツ語の研修を受ける場合は、費用が別に支給される。

3) 往復旅費

往復の渡航費は、日本の官公庁から支給されない場合には、ドイツ大学交換奉仕会から支給される。

5. 応募資格

ア 昭和40年10月1日現在で、年齢31才未満の者(昭和9年10月2日以後に生まれた者)

イ 大学(四年制以上)を卒業している者。ただし、芸術を専攻する者は大学3年を修了した者。または、昭和40年3月修了見込みの者。

ウ 日本人で二重国籍を持っていない者
エ ドイツの大学(学校)または研修所病院等で専攻する科目を履修研究することのできる、じゅうぶんなドイツ語の能力を有する者。

オ 心身ともに健全な者

6. 出願手続

ア 志願者は、志願書類を出身、在学、または在職の大学を通じて、文部省調査局長あてに提出すること。

イ 願書受付期限

昭和40年1月22日(金)

7. 選考試験

選考は、選考委員会によって行なわれる。書類選考、ドイツ語試験(筆記および会話)、面接試験を行なう。

ドイツ語・面接試験 2月9日、10日
(芸術専攻のみ2月8日実技試験)

以上詳細については、庶務課庶務係に問い合わせてください。

○文部省在外研究員規程の一部改正について

このたび、文部省在外研究員規程の一部が改正された。主な改正点は次のとおりである。

1. 短期在外研究員のうち、大学学術局長が指定する者については、6月未満まで派遣期間を延長することができることになった。(第3条第4項関係)
2. 在外研究員に関する文部大臣の決定事項には、派遣先の国名(第5条第2項第3号)、調査研究題目(第5号)、派遣期間(第6号)、滞在費の支給に関する事項(第7号)が含まれることが明らかになった(第6条関係)
3. 国立大学等の長は、前項の決定を受けた後において、派遣先の国名(第5条第2項第3号)、派遣期間(第6号)、滞在費の支給に関する事項(第7号)については、理由を付して、決定の変更を申し出ることができることになった。(第7条関係)
4. 決定または決定の変更の通知を受けた後は、これに従って在外研究員派遣計画書を作成し、派遣の日の2カ月前までに提出しなければならないことになった。

(第8条関係)

- 5. 派遣計画書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ申し出なければならないことになった。(第9条関係)
- 6. 派遣予定者の派遣を取りやめる必要が生じた場合は、すみやかに申し出ることになった。(第10条関係)
- 7. 在外研究員の旅行命令権を国立大学等の長に委任することになった。(第11条関係)
- 8. この規程は、昭和39年11月1日から実施すること。ただし、第3条第4項の改正規定は、昭和39年10月1日から実施すること。(附則)

文部省訓令

文部省在外研究員規程

(趣旨)

第1条 国立大学等の職員の教授又は研究の能力等の向上を目的とする国費による外国派遣については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で「国立大学等」とは、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3条、第3条の3及び第7条の2に規定する国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校(以下「国立学校」という。)並びに文部省設置法(昭和24年法律第146号)第14条に掲げる国立教育研究所、国立科学博物館、国立近代美術館、国立西洋美術館、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及び国立国語研究所(以下「所轄機関」とい

う。)をいう。

2. この規程で「在外研究員」とは、国立大学等の職員でその専攻する学問分野等について調査研究し、教授又は研究の能力等を向上させることを目的として国費により外国に派遣されるものをいう。

(在外研究員の種類)

第3条 在外研究員は、長期在外研究員及び短期在外研究員とする。

2. 長期在外研究員は、10月以上1年以内(大学学術局長が指定する長期在外研究員にあっては、6月以上2年以内)の期間外国の大学、研究所その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設において調査研究するため派遣される者とする。

3. 長期在外研究員のうち外国の政府若しくはこれに準ずる公共的機関又は学術の研究若しくは振興を目的とする団体により滞在費の全額の支給を受ける者を乙種研究員といい、乙種研究員以外の者を甲種研究員という。

4. 短期在外研究員は、3月以内(大学学術局長が指定する短期在外研究員にあっては、6月未満)の期間外国において調査研究するため派遣される者とする。

(在外研究員として派遣されることのできる者)

第4条 在外研究員として派遣されることのできる者は、次の各号に掲げる者で、在外研究員として派遣される年度の4月1日において国立大学等に1年以上在職することとなるもので、長期在外研究員にあっては50才以下、短期在外研究員にあっては55才以下のものとする。

ただし、特に必要があると認められて短期在外研究員として派遣される者については、この限りでない。

一 国立学校の学長、校長、教授、助教、講師（常時勤務の者に限る。）又は助手

二 所轄機関の長又はその職員のうちもっぱら研究に従事する者

（在外研究員候補者の推薦）

第5条 国立大学等の長は、毎年度、当該国立大学等の職員のうちから在外研究員候補者を選考し、文部大臣に推薦することができる。

2 前項の推薦をしようとする国立大学等の長は、次の各号に掲げる事項を記載した在外研究員候補者推薦書を当該在外研究員候補者が派遣される年度の前年度の2月末日（乙種研究員に係るものにおいては大学学術局長が定める日）までに文部大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び職名
- 二 在外研究員の種類
- 三 派遣先の国名
- 四 派遣先の機関名
- 五 調査研究題目
- 六 派遣期間
- 七 滞在費の支給に関する事項
- 八 その他必要な事項

（派遣予定者等の決定及び通知）

第6条 文部大臣は、毎年度、前条の規定による推薦に基づき、在外研究員派遣予定者（以下「派遣予定者」という。）並びに前条第2項第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項を決定し、これを推薦に係る国立大学等の長に通知

知する。

（決定の変更）

第7条 国立大学等の長は、前条の通知を受けた後において、第5条第2項第三号、第六号及び第七号に掲げる事項に係る決定の変更を希望するときは、理由を付して、文部大臣に申し出ることができる。

2 文部大臣は、前項の申し出があったときは、すでになされた決定を変更し又は変更しないことを決定し、これを当該国立大学等の長に通知する。

（派遣計画書の提出）

第8条 国立大学等の長は、第6条又は第7条第2項の通知を受けたときは、これに従って在外研究員派遣計画書（以下「派遣計画書」という。）を作成し原則として派遣の日の2月前の日までにこれを文部大臣に提出しなければならない。

（派遣計画書の変更）

第9条 国立大学等の長は、第6条及び第7条第2項の決定の範囲内において派遣計画書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部大臣に申し出なければならない。

（派遣の取りやめ）

第10条 国立大学等の長は事情の変更により、派遣予定者の派遣を取りやめる必要が生じた場合には、理由を付して、すみやかに文部大臣に申し出なければならない。

（旅行命令）

第11条 国立大学等の長は、派遣計画書に従って旅行命令を発しなければならない。

（旅費）

第12条 在外研究員に支給する旅費につ

いては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び文部省所管旅費規則（昭和25年文部省訓令）の定めるところによる。

（在外研究報告書の提出）

第13条 国立大学等の長は、在外研究員が帰国したときは、帰国の日より1月以内に在外研究報告書を提出させ、これを文部大臣に送付しなければならない。

（実施の細目）

第14条 この規程に定めるもののほか、在外研究員の派遣に関し必要な事項は、大学学術局長が定める。

附 則

1. この規程は昭和38年4月22日から施行する。
2. この規程の実施の際既に提出されている在外研究員候補者推薦書は、第5条の規定により提出された推薦書とみなす。

附 則

この訓令は、昭和39年11月1日から実施する。ただし、第3条第4項の改正規定は、昭和39年10月1日から実施する。

日 誌 (抄)

- 9月11日(金) 附属幼稚園第2学期始業
大学夏期休業終
- 14日(月) 附附学校運営委員会
入試・教務合同委員会
- 16日(火) 学生会館臨時運営委員会
各学部教授会
- 24日(木) 学生委員会、学寮協議会
- 25日(金) 予算委員会、第32回関東甲信越地区国立大学庶務部課長会議
(於茨城大学)
- 28日(月) 入試委員会、学生委員会
- 29日(火) 図書館運営委員会
- 30日(水) 評議会、協議会、各学部教授会
図書館長候補者選挙
- 10月2日(金) 予算委員会
- 2日(金) } 大学院入試
- 3日(土) }
- 2日(金) } 附属高校文化祭
- 4日(日) }
- 4日(日) 附属中・小学校運動会
- 5日(月) 学生会館臨時運営委員会
- 6日(火) 会館規程に関する委員会
学生委員会
- 7日(水) 各学部教授会
学長候補者選挙管理委員会
- 9日(金) 入試委員会、学寮協議会
- 13日(火) ヘルセンター運営委員会
- 20日(火) } 第24回関東甲信越静地区国立
- 21日(水) } 学校施設部課長会総会
- 21日(水) 第1次学長候補者選挙
各学部教授会、学生委員会

学生会館臨時運営委員会
 10月23日(金) 教職課程委員会
 26日(月) 附属学校運営委員会
 27日(火) 会館規程に関する委員会
 食堂運営委員会
 28日(水) 評議会, 教務委員会, 学生委員会,
 学生会館臨時運営委員会
 29日(木) 臨時学生大会
 31日(土) 附属中学校新築落成式
 11月4日(水) 会館規程に関する委員会
 5日(木) 体育祭
 学生委員会
 6日(金) 国立七大学理学部長懇親会(於本学)
 臨時学生大会
 7日(土) 学内ソフトボール大会
 8日(日) 附属小学校PTA総会
 教職員レクリエーション遠足(長瀬)
 11日(水) 第二次学長候補者選挙
 協議会, 各学部教授会
 12日(木) 女子大学連盟秋季例会(於相模
 女子大学)
 学寮協議会
 13日(金) 学生部長選考委員会
 18日(水) 評議会, 協議会, 奨学基金合同
 審査委員会
 22日(日) } 德音祭
 23日(月) }
 24日(火) 一般教育委員会
 25日(水) 第一次学生部長候補者選挙
 第三次学長候補者選挙
 各学部教授会, 学生委員会
 26日(木) 学生部長選考委員会
 国立大学協会第33回総会
 (於国立教育会館)
 福利業務担当官会議(於東北大学)

11月27日(金) 第二常置委員会(於国立教育会館)
 28日(土) 国立大学協会事務連絡会議(於
 国立教育会館)
 30日(月) 附属学校運営委員会, 大学院家
 政学研究科地鎮祭
 12月1日(火) 奨学基金授与式, 学生委員会
 学内寮防火演習
 2日(水) 第二次学生部長候補者選挙, 協
 議会, 各学部教授会, 学生大会
 8日(火) 会館規程に関する委員会, 予算
 委員会
 9日(水) 評議会, 学生委員会
 第三次学生部長候補者選挙
 11日(金) 食堂運営委員会, 寮務委員会
 14日(月) 会館規程に関する委員会
 15日(火) 教務委員会
 学生会館臨時運営委員会
 16日(水) 学長離任式, 各学部教授会

雑 報

○外国出張

文教育学部講師 長谷川 潔

西欧における英語聴覚教育の調査研究の
 ため, 本年10月11日英国および欧州各
 国へ出張, 10月31日帰朝した。

○外国出張期間延長

理学部助教授 小川 静子

南カリフォルニア大学に於ける原子核物
 理学夏期セミナーに出席ならびに研究のた
 め米国へ出張中のところ, 次のとおり出張
 期間が延長された。

延長期間 昭和39年10月1日から昭
 和40年7月31日まで。

(128)

○帰朝

理学部教授 阿武 喜美子

米国に於いて開催される複合糖質に関するシンポジウム及び第6回国際生化学会議出席、併せて欧州各国に於ける生化学研究のため、本年7月13日から米国および欧州各国へ出張中のところ、9月19日帰朝した。

理学部教授 立花 太郎

第四回国際界面活性剤会議出席ならびに油化学研究調査のため、本年8月9日から英国・欧州各国およびソ連へ出張中のところ、9月24日帰朝した。

理学部教授 津山 尚

第10回国際植物学会議出席ならびに植物学研究のため、本年7月16日から英国・欧米各国およびソ連へ出張中のところ、10月2日帰朝した。

理学部助教授 瀬野 信子

昭和37年度文部省在外研究員(C項)として、生化学研究のため、昭和37年9月5日から米国および欧州各国へ出張中のところ、9月19日帰朝した。

理学部講師 団 仁子

細胞生理学研究のため、本年7月4日から米国へ出張中のところ、9月15日帰朝した。

家政学部助教授 石山 彰

西欧服飾史研究ならびに服飾意匠教育調査研究のため、本年8月1日から英国および欧州各国へ出張中のところ10月26日帰朝した。

家政学部助教授 林 雅子

第4回国際界面活性剤会議出席ならびに油化学研究調査のため、本年8月9日から英国・欧州各国およびソ連へ出張中のところ、9月24日帰朝した。

○自動式学内電話の使用について

去る12月7日から学内電話が自動式(ダイヤル)になりました。

使用要領は次のとおりです。

1. 内線相互の通話

内線相互の通話は、直接内線電話番号をまわすこと。

2. 外線との通話

学内から学外へ通話する場合は、ダイヤル「0」をまわし、外線の発信音を聞いてから局番と電話番号をまわすこと。

3. 市外通話の申込み

(イ) 交換取扱時間中に市外通話をする場合はダイヤル「9」をまわすと学内交換取扱者が応答するから、使用者の学内番号及び氏名と相手番号、公用私用の別等を告げて申込みこと。

(ロ) 交換取扱時間外は設置場所の宿直責任者等に申し出て使用し、事後必ず会計課用度係に申告すること。

4. 外線からかかった場合の接続替

学外からかかった場合で番号違いがあったり、接続替えを必要とする場合は、

そのまゝで、ダイヤル「1」をまわすと、
学内交換取扱者が応答するから、その旨
告げること。

5. 外線の故障調べ

故障および話中調べ「0」をまわして
「113」

6. 外線の番号の問合せ

市内の電話番号は「0」をまわして
「104」

市外の電話番号は「0」をまわして
「2391」

7. 電話電報について

私用電報 学内電話から直接電報を発
信することは禁止されている。

公用電報 公用電報の取扱いは従来ど
おり庶務課文書係に申込むこと。

8. 交換取扱時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

土曜日 8時30分～13時30分

日曜日、祝祭日は交換取扱いを休止。

○教職員レクリエーションについて

今年の教職員レクリエーション共同事業
として、球技大会とバス旅行がそれぞれ次
のとおり実施された。

(1) 球技大会

テニスとソフトボールの2種目に熱戦
を展開した。

イ. テニス大会

日時 10月17日(土)

午後1時から

場所 本学テニスコート

戦績

級	優勝	準優勝
A	大門(函)古賀(函)組	宮腰(厚)福本(函)組
B	神田(煎)三井(田)組	大塚(施)豊田(煎)組

ロ ソフトボール大会

日時 11月7日(土)

午後1時から

場所 本学グラウンド

戦績 優勝 文教育学部・附属学校

準優勝 学生部・附属図書館

(2) バス旅行

好天に恵まれ、紅葉、奇岩、奇観に楽
しい一日だった。

日時 11月8日(日)

出発 午前8時30分

帰着 午後6時

場所 正丸峠、長瀬、吉見百穴

○久米学長の離任式について

本年末で辞任されることになった現学長
久米又三氏の離任式が、12月16日(休)
午後12時15分から本学講堂に於いて開催
された。

名誉教授、教職員、学生多数が参列。ま
ず、林理学部教授の送辞が述べられ、ついで
学長の挨拶があり、終りに学長の退場を
全員の拍手をもってお送りした。

○職員住所

[新任者住所]

(130)

〔住居表示変更〕

○職員の話架設及び変更

○改 姓

萩原 泰子 (理学部技術員) 旧姓大堀
昭和39年10月25日改姓
高橋 幸子 (附属高校教諭) 旧姓加藤
昭和39年10月16日改姓

☆… 共済組合だより …☆

○文部省共済組合乗鞍高原山の家「あづみ荘」の開設について

このたび乗鞍高原に文部省共済組合乗鞍高原山の家「あづみ荘」が建設され、去る12月1日から事業が開始されました。

「あづみ荘」は乗鞍岳の東方に展開する広大な高原にありますので、登山、スキー、保養のための憩いの宿としてご利用ください。

利用料金等は次のとおりです。

1.所在地

長野県南安曇郡安曇村鈴蘭
中央線松本駅下車、松本電鉄上高地線で島々駅下車 (所要時間37分) 乗鞍線バスで東大コロナ連絡所前下車 (所要時間1時間50分)

2.構 造 木造2階建1部地階

3.室数および定員

1階 2段式ベッド 3室 定員28名
2階 和室8畳 2室 定員 8名
 ベッド 1室 定員 6名

4.料 金

宿泊料 和室1名 300円
 ベッド1名 250円
休憩料 1人2時間まで100円
 1時間増す毎に 50円
食卓料 夕食 200円
 朝食 120円
 昼食 100円
奉仕料 利用料金の10%
採暖料 50円
貸スキー 1日1台 100円
貸 靴 1日1足 100円

5.利用申込方法

松本市旭町109 文部省共済組合信州大学支部 (電話松本④4600 内線223)
へ直接お申込みください。

○文部省共済組合宿泊所利用申込み取扱いの変更について

文部省共済組合東京宿泊所及び箱根宿泊所の利用申込みの際、予約金を前納していただきますが、12月1日より次のとおり変更になりましたからお知らせします。

予約金として前納する額

1. 宿泊は1人1泊 200円
2. 休憩は1人 100円
3. 会議室使用は 1000円
4. 会食は1人に付 200円

利用申込後の取りやめは7日前までにお申出下さい。

(132)

○昭和38年度文部省共済組合の決算書について

標記については、昭和39年9月26日付蔵計2794号をもって大蔵大臣に承認されました。

決算書は会計課総務係にありますから、閲覧してください。

○短期給付掛金率の引上（見込）について

短期給付掛金率（医療費に充当）については、現在 $\frac{33}{1000}$ ですが、文部省共済組合昭和40年度事業計画によりますと、医療費が昭和40年1月より9.5%の値上げが決定されましたので、短期給付掛金率は $\frac{40}{1000} \sim \frac{41}{1000}$ （ $\frac{7}{1000} \sim \frac{8}{1000}$ の引上げ）に改訂される見込みです。